救急医療対策事業実施要綱（遠隔ICU部分）

 第16　遠隔ICU体制整備促進事業

１ ． 目 的

この事業は、複数の集中治療室の医療情報を、ネットワーク通信を利用して連携し、核となる集中治療室において、集中治療専門の医師等が集約的に患者をモニタリングし、遠隔地から現場の若手医師等に対し適切な助言を行うシステム（ 以下「遠隔I C U 」という。） の体制整備を促進することにより、医療の生産性の向上の観点を踏まえた勤務環境の改善を目的とする。

２ ． 補助対象

都道府県の医療計画に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する第三次救急医療機関及び第二次救急医療機関で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

３ ． 運営方針

（ 1 ） 遠隔I C U は、所在地を異にする複数の医療機関で体制を構築するものとし、連携する医療機関間において、遠隔I C U の運用に係る調整等を行う運営委員会を設置し、１ の目的に従い運営に関する必要事項を定め、十分な協力体制の上で本事業を実施するものとする。

（ 2 ） 遠隔I C U により連携する集中治療室は、内科系外科系問わず重篤な患者を治療する集中治療室（ 特定集中治療室加算を算定している集中治療室等）とする。

（ 3 ） 遠隔I C U は、主として夜間・休日の時間帯において運用するものとする。（24時間体制を妨げるものではないことに留意すること。）

（ 4 ） 核となる集中治療室（ 別に設置するコントロール室を含む） には、集中治療専門の医師（ 原則として、集中治療の経験を５ 年以上有し、集中治療室に入室している患者全てを診療可能な能力を有する医師であること。） 、看護師、事務職員等を配置するものとする。

（ 5 ） 核となる集中治療室において従事する医師は、遠隔ICUにより連携する集中治療室に在室している患者を遠隔より、集約的にモニタリングを行い、複数患者の病状変化を効率的に把握すること（ 医師が不在となる場合は看護師で代替する等により常時モニタリングを行う体制を構築すること。） 。また、必要に応じて、現場の医師等に治療方針等について適切な助言を行うこと。

（ 6 ） 事業の実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

４ ． 整備基準

整備する遠隔I C U については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準ずるものとして、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

（ 1 ） 複数患者のモニタリング体制については、原則として以下の項目を満たすこと。

・常時モニタリングに必要な、各患者の循環動態、呼吸状態等の情報については、核となる集中治療室において同一の形式で表示されるシステムを有すること。

・常時モニタリングが必要でない事項（ 既往歴や画像情報等） については、核となる集中治療室から、常に閲覧可能なシステムを有すること。

・特に重篤な患者及び重症化が予測される患者を把握するため、各患者の重症度スコア等の表示機能（ 経時的変化が分かること。） を有すること。なお、遠隔ICUに採用すべき重症度スコア等は、平成3 0 年度厚生労働科学研究費補助金「日本版遠隔集中治療（Tele-ICU）の構築に向けた課題及び解決策に関する調査研究」の研究報告を参照すること。

（ 2 ） （ 1 ） の実現に必要な、複数の集中治療室のモニタ及び電子カルテ情報等の共有を可能とするサーバーシステム等を有すること。

（ 3 ） 連携する各医療機関の既存システムを（ 2 ） のサーバーシステム等へ対応させること。

（ 4 ） 連携する各集中治療室に入室している個々の患者の実際の様子を、核となる集中治療室から観察可能なよう、適切な画像・音声システムを有すること。

（ 5 ） 連携する集中治療室の現場の医師等から助言を求められた場合等に、核となる集中治療室の医師等が必要十分な議論ができるよう、適切なテレビ会議システムを有すること。

（ 6 ） 安全な実施に必要な情報セキュリティ対策が講じられていること。

５ ． その他

（ 1 ） 補助金の申請は、連携する医療機関単位で代表となる医療機関が所要の経費を取りまとめ、手続きを行うこととする。

（ 2 ） 本事業の実施に必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局地域医療計画課と協議の上、決定する。